

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

連結注記表

個別注記表

第24期（平成29年1月1日～平成29年12月31日）

株式会社フィスコ

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fisco.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	23社
・連結子会社の名称	株式会社フィスコIR 株式会社ネクスグループ 株式会社ネクス 株式会社ケア・ダイナミクス イー・旅ネット・ドット・コム株式会社 株式会社ウェブトラベル 株式会社グロリアツアーズ 株式会社フィスコダイヤモンドエージェンシー 株式会社シヤンテイ 株式会社フィスコ・キャピタル FISCO International Limited FISCO International (Cayman) Limited FISCO International (Cayman) L.P. Versatile Milano S.R.L. 株式会社バーサタイル 株式会社チチカカ 株式会社ファセッタズム 株式会社フィスコデジタルアセットグループ 株式会社フィスコ仮想通貨取引所 株式会社サンダーキャピタル 株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ 株式会社イーフロンティア MEC S.R.L. SOCIETA' AGRICOLA

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の数	5社
・非連結子会社の名称	Webtravel Asia & Pacific Pty Limited 株式会社イオタ 株式会社フィスコ経済研究所 株式会社レジストアート 株式会社Crypto Currency Fund Management

- ・非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、連結計算書類に及ぼす影響は軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用関連会社の数 2社
- ・持分法適用関連会社の名称 株式会社カイカ、株式会社ネクス・ソリューションズ

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 Webtravel Asia & Pacific Pty Limited
株式会社イオタ
TICA HK Co., Limited

- ・持分法を適用しなかった理由

各社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、連結計算書類に及ぼす影響は軽微であるため、持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

株式会社ファセッターズについては、当社の連結子会社である株式会社バーサタイルが新たに株式を取得したことにより同社を子会社化したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社イーフロンティアについては、当連結会計年度において、当社の連結子会社である株式会社ネクスグループが新たに同社株式を取得し子会社化したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社フィスコデジタルアセットグループについては、株式会社フィスコ仮想通貨取引所が単独株式移転により同社を完全親会社として設立したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社サンダーキャピタルについては、重要性の増加により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツについては、当連結会計年度において、新たに同社株式を取得し子会社化したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

連結子会社であった星際富溢(福建)信息諮詢有限公司、星際富通(福建)網絡科技有限公司は、清算に伴い当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

連結子会社であった株式会社カイカは、当社の連結子会社である株式会社ネクスグループの保有株式売却に伴い当連結会計年度より連結子会社から持分法適用関連会社に区分変更しております。また、これに伴い株式会社カイカの子会社は、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

連結子会社であった株式会社ネクス・ソリューションズは、当社の連結子会社である株式会社ネクスグループの保有株式売却に伴い当連結会計年度より連結子会社から持分法適用関連会社に区分変更しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社16社は、決算日が連結決算日と異なっておりますが、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該連結子会社決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、計算書類上、必要な調整を行っております。

(5) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| イ. 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ロ. その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法 |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| ハ. デリバティブ | 時価法 |
| ニ. たな卸資産 | 評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 |
| ・商品 | 売価還元法 |
| ・仕掛品 | 個別法 |
| ・原材料 | 主に移動平均法 |
| ホ. トレーディング目的で保有する
仮想通貨 | |
| ・活発な市場があるもの | 時価法 |
| ・活発な市場がないもの | 移動平均法による原価法 |

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産（リース資産を当社及び連結子会社とも定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3年～39年

機械装置及び運搬具 2年～10年

器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産 当社及び連結子会社とも定額法

・ 自社利用のソフトウェア（社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく資産を除く） 定額法によっております。

・ 市場販売目的のソフトウェア 残存見込販売有効期間（3年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

（所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資

産）

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 製品保証引当金

製品販売後に発生する製品保証費用に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

ハ. 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

ニ. 店舗閉鎖損失引当金

連結子会社は翌期に閉店予定の店舗の解約費用に備えるため、違約金の見積額を計上しております。

ホ. 返品調整引当金

連結子会社は商品販売後に発生する返品に備えるため、返品の見積額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

ロ. ヘッジ会計の方法

(i) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

(ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象

借入金、外貨建予定取引

(iii) ヘッジ方針

金利変動リスク低減、為替変動リスク低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(iv) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
なお、金利スワップ等の特例処理の条件を満たしている場合は、有効性の判断を省略しております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法
当社の連結子会社は各々の退職給付制度を採用しております。

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付に係る負債を計上しております。退職給付債務の計算については簡便法を適用しております。

また、平成15年11月に確定拠出年金制度を選択制により導入し、新制度に加入した従業員については従来の退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を行っております。

ニ. のれんの償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり、定額法により償却を行っております。

- ホ. 受託開発に係る売上及び
売上原価の計上基準
- (i) 当連結会計年度末までの
進捗部分について成果の
確実性が認められる契約
- (ii) その他の契約
- ヘ. トレーディング目的で
保有する仮想通貨の取引
に係る損益
- ト. 消費税等の会計処理
- 工事進行基準（契約の進捗率の見積りは原価比例法）
- 工事完成基準
- 純額で売上高に表示しております。
- 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) (連結貸借対照表)

イ. 前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「預け金」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「預け金」は44,165千円であります。

ロ. 前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「繰延税金資産」は重要性の観点から、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「繰延税金資産」は107千円であります。

ハ. 前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「預り金」は79,616千円であります。

(2) (連結損益計算書)

イ. 前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の営業外費用の「支払手数料」は10,526千円であります。

ロ. 前連結会計年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は重要性の観点から、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の特別利益の「固定資産売却益」は933千円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金	36,192千円
建物	151,097千円
土地	12,926千円
投資有価証券	506,781千円
計	706,998千円

上記資産は、借入金874,282千円、取引保証36,192千円の担保に供しております。

また、債務の担保に供している資産は上記のほか、連結上消去されている関係会社株式があります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,249,605千円
(3) 有形固定資産の減損損失累計額	1,140千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	37,696,000株	666,000株	一株	38,362,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

イ. 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月29日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	112,812千円	3円	平成28年12月31日	平成29年3月30日

ロ. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年3月29日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	114,810千円	3円	平成29年12月31日	平成30年3月30日

(3) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳(注)1	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
		当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末
		平成24年第3回新株予約権 (注)2	普通株式	1,133,500	—
合計	—	1,133,500	—	666,000	467,500

(注)1. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

(注)2. 新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、グループ各社の資金の過不足を調整し、かつ資金効率の最適化を図るグループファイナンスの方針に沿い、余剰資金については、預金等の安全性の高い金融資産やグループ各社への貸付及び投融資として運用する方針であります。運転資金等の資金調達については、金融機関からの借入を行う方針であります。

なお、デリバティブ取引は、為替リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客取引先等の信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)に晒されておりますが、当社の債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。短期貸付金及び長期貸付金は、当社グループファイナンスにより資金運用を目的としております。投資有価証券は、主に関係会社及び業務上の関係を有する取引先の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。そのため、発行者の財務状況等及び対象金融商品の評価額を定期的に把握しております。差入保証金は、建物の賃借時に差入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結時に信用状態を調査して把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、借入金につきましては、管理部門において月次ごとに資金繰計画表を作成し、経理規程に基づき、期日管理及び残高管理を行っております。

デリバティブ取引の管理については、グループ各社の社内規程に従って行い、取引残高、為替変動、デリバティブ取引の損益情報を月次ベースで把握しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの((注)2.参照)及び重要性が乏しいものは次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,632,378	3,632,378	—
(2) 受取手形及び売掛金	802,279		
貸倒引当金(※1)	△70		
	802,208	802,208	—
(3) 短期貸付金	15,000	15,000	
(4) 未収入金	116,425		
貸倒引当金(※2)	△53,097		
	63,328	63,328	—
(5) 投資有価証券	3,324,429	3,388,316	63,886
(6) 差入保証金	671,171	671,171	—
(7) 長期貸付金	60,140		
貸倒引当金(※3)	△56,313		
	3,826	3,826	—
(8) 長期未収入金	171,871		
貸倒引当金(※4)	△170,125		
	1,746	1,746	—
資 産 計	8,514,090	8,577,976	63,886
(9) 買掛金	630,980	630,980	—
(10) 短期借入金	357,960	357,960	—
(11) 未払金	334,027	334,027	—
(12) 転換社債型 新株予約権付社債	1,165,000	1,163,567	△1,432
(13) 長期借入金 (1年内返済予定 長期借入金を含む)	2,969,773	2,983,568	13,794
負 債 計	5,457,742	5,470,104	12,362
デリバティブ取引	—	—	—

- ※1 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。
- ※2 未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。
- ※3 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。
- ※4 長期未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 短期貸付金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資有価証券の時価は取引所の価格を用いております。

- (6) 差入保証金

これは、公的機関や上場会社の子会社等が契約先であることから信用リスクはほとんどないものと認識しており、当該帳簿価額によっております。

- (7) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、連結貸借対照表に計上しております短期貸付金のうち、1年内回収予定の長期貸付金に該当するものは、当該項目に含めて記載しております。

- (8) 長期未収入金

時価は一定の期間ごとに区分した債権ごとに信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

負債

(9)買掛金、(10)短期借入金、(11)未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(12)転換社債型新株予約権付社債

時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(13)長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）

時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。ただし、変動金利による長期借入金の一部については、金利スワップの特例処理の対象としており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象としている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券のうち（連結貸借対照表計上額435,540千円）については、非上場株式のため市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	67円96銭
(2) 1株当たり当期純利益	16円73銭

7. 重要な後発事象に関する注記

I. 連結子会社のシンジケートローン契約締結について

当社の連結子会社である株式会社チチカカ（以下、「チチカカ」といいます。）が、株式会社横浜銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約（以下、「シンジケートローン契約」といいます。）を締結し、平成29年12月15日に実行しました。

1. シンジケートローン契約締結の目的

本契約は、成長戦略の実行に加え財務体質の強化を図るために、シンジケーション方式によるコミットメントラインの確保による機動的かつ安定的な資金調達を確保すること、及び既存の長期借入金をキャッシュ・フローに合わせてリファイナンスにより資金繰りの安定化と計画的な有利子負債の削減を進めることを目的としております。

2. シンジケートローン契約の概要

契約形態	シンジケートローン契約	
	コミットメントライン	タームローン
契約金額	250百万円	300百万円
契約日	平成29年12月13日	
実行日	平成29年12月15日	
契約期間	1年	5年
資金使途	運転資金	借換資金
返済方法	期日一括返済	平成30年1月末日以降、3か月毎に総額の5.0%弁済（計14回）満期日に総額の30.0%弁済（計1回）
保証人	株式会社ネクスグループが保証人	
担保	無担保	
アレンジャー 兼エージェント	株式会社横浜銀行	
参加金融機関	株式会社滋賀銀行、株式会社北陸銀行	

II. 重要なその他の投資

当社の連結子会社であるチチカカは、平成30年1月10日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり、平成30年1月11日から仮想通貨に関する投資を開始いたしました。

1. 投資の目的

チチカカは、新たに仮想通貨に関連するビジネスを検討しており、仮想通貨の運用で得られた経験・データを活かし、既存事業と仮想通貨に関する事業の融合により新たな収益の獲得を図ります。

2. 仮想通貨投資の内容

- ① 主な仮想通貨の名称：ビットコイン
- ② 運用金額（取得原価）：600BTC（1,000百万円規模）

3. 営業活動に及ぼす重要な影響

中長期的な観点において業績向上に資するものと判断しております。

4. 資金調達方法

グループ会社からのファイナンス及び自己資金

Ⅲ. 持分法適用会社の異動（株式交換）

当社連結子会社の株式会社ネクスグループ（以下、「ネクスグループ」といいます。）の持分法適用会社である株式会社ネクス・ソリューションズ（以下、「ネクス・ソリューションズ」といいます。）は、平成30年1月29日の書面による取締役会決議に基づき、株式会社カイカ（以下、「カイカ」といいます。）との間で、ネクス・ソリューションズがカイカの完全子会社となるための株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日に本株式交換契約を締結いたしました。

1. 異動の理由

本株式譲渡により、カイカが持つ、AIやブロックチェーンの最新の技術と、ネクス・ソリューションズが持つ、デバイス製品を通じたIoT関連サービスのノウハウを融合させることで、両社の更なる成長が期待されます。

2. 異動する持分法適用会社の概要

- | | | | |
|---------------|---|-------|---------------|
| (1) 商号 | 株式会社ネクス・ソリューションズ | | |
| (2) 代表者 | 代表取締役 石原 直樹 | | |
| (3) 所在地 | 東京都港区南青山五丁目4番30号 | | |
| (4) 設立年月日 | 平成22年9月16日 | | |
| (5) 主な事業内容 | コンピュータのソフトウェアおよびシステムの設計、開発、販売および保守、管理ならびにコンサルティング業務 | | |
| (6) 資本金 | 300百万円 | | |
| (7) 大株主及び持分比率 | カイカ | 51.0% | ネクスグループ 49.0% |

3. 株式交換の相手先

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 商号 | 株式会社カイカ |
| (2) 代表者 | 代表取締役社長 牛 雨 |
| (3) 本店所在地 | 東京都目黒区大橋1丁目5番1号 |
| (4) 主な事業内容 | システム開発事業を中心とした情報サービス事業 |

4. 株式交換後の所有株式の状況

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 異動前の所有株式状況 | 5,889株（所有割合 49.0%（うち間接保有分49.0%）） |
| (2) 異動後の所有株式状況 | 0株（所有割合 ー%） |

5. 株式交換の条件等

(1) 株式交換比率

ネクス・ソリューションズの普通株式1株に対して、カイカの普通株式705.63株を割当交付する。

(2) 株式会社ネクスグループに割当てられる株式の数

カイカの普通株式4,155,455株

6. 日程

平成30年3月1日 株式交換の効力発生日

IV. 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、平成30年2月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求めめる議案を、平成30年3月29日開催予定の第24回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

当該新株予約権の発行内容は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の総数

1,000個を上限とし、このうち、当社の取締役に割り当てる新株予約権の数の上限は600個（うち社外取締役分は100個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を株式数の上限とし、このうち60,000株（うち社外取締役分は10,000株）を、当社取締役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額

に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が、上記（6）に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

V. 重要な連結範囲の変更

当社連結子会社である株式会社フィスコデジタルアセットグループ（以下、「フィスコデジタルアセットグループ」といいます。）は、平成30年2月21日開催の取締役会において、第三者割当増資を行うことを決議いたしました。

なお、これにより、フィスコデジタルアセットグループは当社の連結子会社から持分法適用関連会社へ異動いたします。

1. 異動の理由

フィスコデジタルアセットグループにおいて仮想通貨関連ビジネス拡充、安定化のため、第三者割当増資を実行することに伴い、当社の所有株式割合が低下することから、フィスコデジタルアセットグループ及び同社の子会社が連結の範囲から除外されることとなりました。

なお、当社グループとしては今後も仮想通貨・ブロックチェーン事業に注力していく方針に変更はなく、報告セグメントへの影響はありません。

2. 異動の方法

フィスコデジタルアセットグループは、投資事業組合YIHトラスト2号、投資事業組合MIHトラスト2号、投資事業組合THトラスト2号、及び投資事業組合Fコインファンド2号を引受先とする第三者割当増資を実施し、新株396株を発行いたします。これらにより当社グループの所有株式割合は39.55%となり、当社の連結子会社から持分法適用関連会社へ異動いたします。

3. 異動する子会社の概要

①株式会社フィスコデジタルアセットグループ

(1) 商号	株式会社フィスコデジタルアセットグループ
(2) 代表者	代表取締役 田代 昌之
(3) 所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
(4) 設立年月日	平成29年10月4日
(5) 主な事業内容	仮想通貨関連ビジネスを営む会社の株式 又は持分を所有することによる当該会社の経営管理、 グループ戦略の立案及びこれに附帯する業務
(6) 資本金	387百万円（平成30年2月23日現在）
(7) 大株主及び持分比率	株式会社フィスコ 36.16% 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス 17.56%

株式会社カイカ 8.08%
投資事業組合N I トラスト 5.34%
(平成30年2月23日現在)

②株式会社フィスコ仮想通貨取引所

- (1) 商号 株式会社フィスコ仮想通貨取引所
(2) 代表者 代表取締役 越智 直樹
(3) 所在地 大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
(4) 設立年月日 平成28年4月12日
(5) 主な事業内容 仮想通貨の取引所運営、仲介、ファイナンス、
仮想通貨を利用した金融派生商品の開発、
仮想通貨の取引所運営に関するシステムの開発・販売
およびコンサルティング、その他の仮想通貨の一般サービス
(6) 資本金 387百万円(平成30年2月23日現在)
(7) 大株主及び持分比率 株式会社フィスコデジタルアセットグループ 100.00%
(平成30年2月23日現在)

③株式会社サンダーキャピタル

- (1) 商号 株式会社サンダーキャピタル
(2) 代表者 代表取締役 松崎 祐之
(3) 所在地 東京都港区南青山五丁目4番30号
(4) 設立年月日 平成26年9月1日
(5) 主な事業内容 仮想通貨に関する投資業
(6) 資本金 50万円(平成30年2月23日現在)
(7) 大株主及び持分比率 株式会社フィスコデジタルアセットグループ 100.00%
(平成30年2月23日現在)

4. 子会社における第三者割当増資の概要

- (1) 払込期日 平成30年3月2日
(2) 発行新株式数 396株
(3) 割当先 投資事業組合Y I Hトラスト2号 109株
投資事業組合M I Hトラスト2号 109株
投資事業組合T Hトラスト2号 106株
投資事業組合F コインファンド2号 72株

5. 子会社における第三者割当増資前後の当社グループの所有株式の状況

- (1) 異動前の所有株式数 10,000株(うち間接保有分1,000株)
(議決権所有割合40.18%(うち間接保有分4.02%))
(2) 異動後の所有株式数 10,000株(うち間接保有分1,000株)
(議決権所有割合39.55%(うち間接保有分3.95%))

6. 日程

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 子会社取締役会決議日 | 平成30年2月21日 |
| (2) 子会社臨時株主総会決議日 | 平成30年3月1日 |
| (3) 株式引受契約締結日 | 平成30年3月1日 |
| (4) 払込期日 | 平成30年3月2日 |

8. その他の注記

(1) 仮想通貨の状況に関する事項

① 仮想通貨に対する取組方針

投資額の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行っております。

② 仮想通貨の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

仮想通貨は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、適時に残高とその時価を把握する事によりリスクの早期把握や軽減を図っております。

貸付仮想通貨は、市場価格の変動リスク及び借り手の信用リスクに晒されておりますが、適時に借り手ごとの残高とその時価を把握する事によりリスクの早期把握や軽減を図っております。

(2) 仮想通貨の時価等に関する事項

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。なお、活発な市場が存在しない仮想通貨については時価を把握する事が極めて困難と認められるため、次表には含んでおりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 仮想通貨	2,314,228	2,411,844	97,615
(2) 貸付仮想通貨	305,575	821,265	515,690
資産計	2,619,803	3,233,110	613,306
(3) 長期借入金(仮想通貨)	145,125	432,233	△287,107
(4) 未払費用(仮想通貨)	2,185	4,035	△1,850
負債計	147,311	436,269	△288,957
仮想通貨(顧客預かり)	—	2,542,263	—

(注) 仮想通貨の時価の算定方法

当社が頻繁に利用している複数の取引所の決算日における最終価格の平均値によっております。

(3) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法）
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 10年～15年
器具及び備品 4年～15年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法
- ③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- ② ヘッジ会計の方法
 - (i) ヘッジ会計の方法 金利スワップの特例処理の条件を満たすものについて、特例処理を採用しております。
 - (ii) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金
 - (iii) ヘッジ方針 金利変動リスク低減のため、金利スワップ取引を行っております。

(iv) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、金利スワップ等の特例処理の条件を満たしている場合は、有効性の判断を省略しております。

2. 表示方法の変更

(貸借対照表)

(1) 前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前払費用」は重要性の観点から、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「前払費用」は19,608千円であります。

(2) 前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「差入保証金」は重要性の観点から、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「差入保証金」は49,567千円であります。

(3) 前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は重要性の観点から、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「未払金」は45,902千円であります。

(4) 前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「預り保証金」(当事業年度は、14,094千円)は重要性が乏しくなったため、当事業年度より、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

関係会社株式

302,718千円

上記資産は、関係会社の借入金775,000千円の担保に供しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	8,500千円
短期金銭債務	11,776千円
長期金銭債務	14,094千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	37,709千円
(4) 有形固定資産の減損損失累計額	1,140千円
(5) 債務保証	2,072,989千円
以下の会社の金融機関等からの借入に際して債務保証を行っております。	
株式会社フィスコダイヤモンドエージェンシー	22,254千円
株式会社ネクスグループ	899,935千円
株式会社フィスコIR	150,800千円
株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ	1,000,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次のとおりであります。

① 営業取引	
営業収益	7,056千円
営業費用	99,012千円
② 営業取引以外	
営業外収益	1,739千円
営業外費用	19,293千円
資産譲渡高	16,212千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株数	当事業年度増加株数	当事業年度減少株数	当事業年度末の株数
普通株式	91,700株	一株	一株	91,700株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	(千円)
未払事業税	2,228
評価性引当額	<u>△2,228</u>
合計	<u>—</u>
繰延税金資産（固定）	
関係会社株式	9,154
繰越欠損金	65,187
その他	<u>1,952</u>
小計	<u>76,294</u>
評価性引当額	<u>△76,294</u>
合計	<u>—</u>
繰延税金負債（固定）	
関係会社株式	13,331
その他の有価証券評価差額金	<u>5,573</u>
合計	<u>18,904</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要法人等

該当事項はありません。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱フィスコ・キャピタル	所有 直接100.0	役員の兼任	資金の返済	129,000	関係会社 長期借入金	71,000
				利息の支払	2,295	—	—
子会社	㈱シャンテイ	所有 間接100.0	役員の兼任	資金の借入	168,000	関係会社 長期借入金	168,000
				利息の支払	1,970	—	—
子会社	㈱ネクス	所有 間接51.0	役員の兼任	資金の借入	20,000	関係会社 短期借入金	—
				資金の返済	20,000		
				利息の支払	67	—	—
子会社	㈱フィスコ ダイヤモンド エンジー	所有 直接99.8	役員の兼任	資金の借入	35,000	関係会社 長期借入金	35,000
				資金の返済	101,000	関係会社 短期借入金	109,000
				利息の支払	3,355	—	—
子会社	㈱ネクスグループ	所有 直接28.4 間接20.1	役員の兼任	資金の借入	740,000	関係会社 長期借入金	400,000
				資金の返済	340,000		
				利息の支払	3,672	—	—
子会社	イー・旅ネット・ドットコム㈱	所有 間接77.7	役員の兼任	資金の返済	200,000	関係会社 短期借入金	—
				利息の支払	1,655	—	—
子会社	㈱バーサタイル	所有 間接93.7	役員の兼任	資金の回収	247,000	関係会社 短期貸付金	—
				利息の受取	782	—	—

種類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との 関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱フィスコIR	所有 直接95.9	役員の内兼任	資金の借入	450,000	関係会社 長期借入金	550,000
				資金の返済	80,000	関係会社短 期借入金	60,000
				利息の支払	6,031	—	—
子会社	㈱ケア・ダイ ナミクス	所有 間接100.0	役員の内兼任	資金の返済	30,000	関係会社短 期借入金	—
				利息の支払	248	—	—
子会社	㈱フィスコ 仮想通貨 取引所	所有 間接100.0	役員の内兼任	資金の貸付	50,000	—	—
				資金の回収	50,000	関係会社短 期貸付金	—
				資金の貸付	50,000	—	—
				資金の回収	50,000	関係会社長 期貸付金	—
				利息の受取	307	—	—
子会社	㈱サンダー キャピタル	所有 間接100.0	役員の内兼任	資金の貸付	39,683	関係会社長 期貸付金	39,683
				利息の受取	540	未収収益	540
子会社	㈱ヴァルカ ン・クリプ ト・カレンシ ー・フィン シャル・プロ ダクツ	所有 直接99.9	役員の内兼任	資金の貸付	170,000	関係会社長 期貸付金	170,000
				利息の受取	102	—	—
				債務保証等	1,000,000	—	—

(注) 1. 上記借入に関しては、市場金利を勘案した利率をもとに決定しております。

2. 上記の取引条件につきましては、市場価額等を勘案して一般的な取引条件と同様に決定
しております。

(3) 役員及びその近親者

属性	氏名又は会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	深見 修	当社役員	—	新株予約権の行使 (注) 1	16,401	—	—

(注) 1 当社株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使について記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 40円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 0円77銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行

前記の連結注記表「7. 重要な後発事象に関する注記 IV」と同一であるため、当該項目をご参照願います。

10. その他の注記

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。